

# 新見市立新見南小学校 いじめ問題対策基本方針

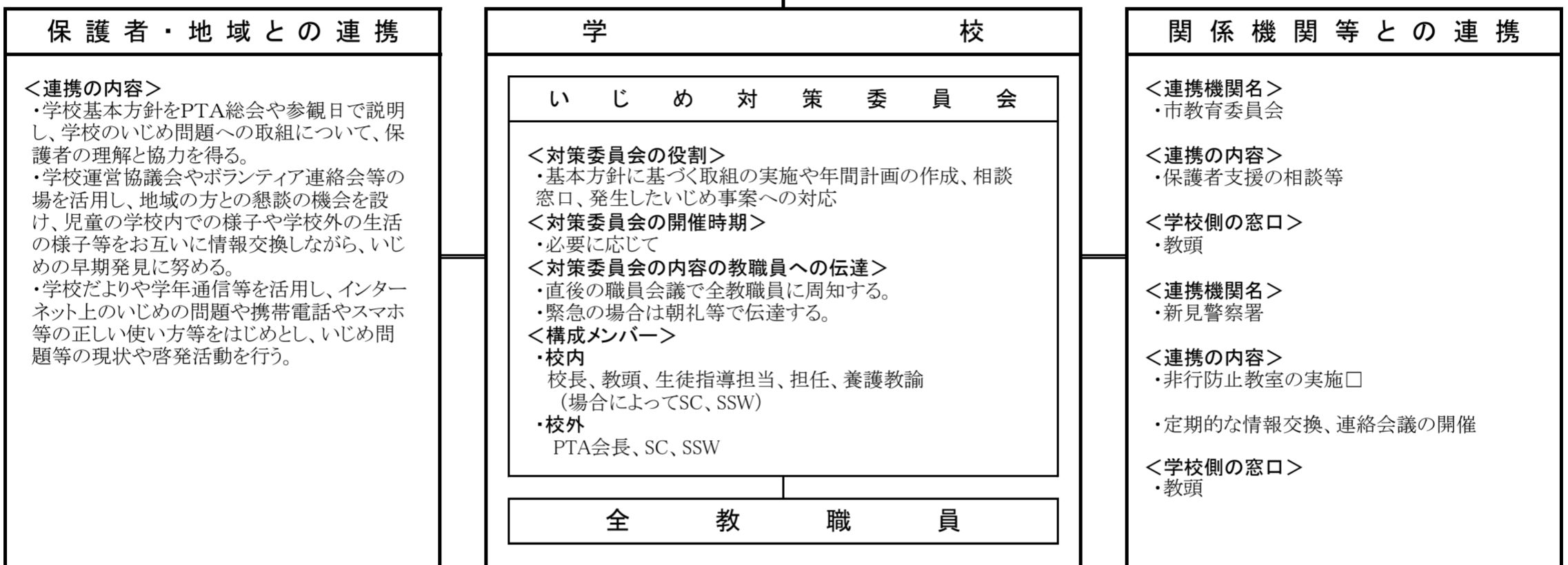
令和7年4月改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校の昨年度いじめの認知件数は4件である。担任をはじめ、全職員で対応し、改善されつつある。  
 ・冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われることはいじめやトラブルに発展する友人間の事案が多いため、些細な言動にも注意を払い、児童の人間関係に十分注意を払うことに重点を置いて児童理解に努めた。今年度も些細なことでもいじめととらえ、対応していく姿勢で臨みたい。  
 ・児童の携帯電話・PC・ゲーム機等によるSNS・ネット等の利用実態については昨年調査を行い把握した。  
 ・児童アンケート: ネットにつながる携帯・スマホの所有率…(前期)57%(後期)61%  
 (後期)携帯・スマホを2時間以上使用11% ゲームを2時間以上使用18%  
 また、動画視聴サイトの視聴時間は昨年度と同じく1時間以上の児童が45%(後期)と高い現状が続いている。ゲームの使用時間のコントロールだけでなく、動画視聴サイトの視聴時間のコントロールについても指導する必要がある。また、長時間使用することによって、自分の体にどのような影響があるのか(身体的影響と精神的影響)も合わせて指導する。また、タブレットやスマホを安心安全に活用できるよう指導していく。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは絶対に許さないという強い意思を全職員が共通にもち、日々の学校生活において取り組んでいく。  
 ・職員会議の中で行っている生徒指導上の課題に関する情報交換を生かし、生徒指導主事を中心に、いじめ問題の早期発見と解決のための取組を行う。  
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を促すとともに、一人一人が輝ける居場所を作ることで自己有用感や充実感を感じられるようにする。  
 ・教育相談週間・児童生活アンケート等を活用し、得られた情報を指導に生かす。  
 ・参観日等で、携帯電話・スマホに関する安全教室等を行い、児童とともに保護者への情報モラルについての教育の推進を図る。  
 <重点となる取組>  
 ・i-checkや生活アンケート(携帯電話・PC・ゲーム機等の利用状況も含めて)を実施し、実態を把握し、指導に生かす。  
 ・「いじめについて考える週間」における取組や「人権週間」の取組を中心にして、普段から「いじめは決して許されない」という意識の高揚と定着を図る。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員研修                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、豊かな言語環境の在り方やネットいじめ等について研修を行う。</li> <li>・i-checkの結果を全職員で共有したり、スクールカウンセラーの講義を受けたりする。</li> </ul> </li> <li>○児童会活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを考える週間や人権集会において、児童会主催のあいさつ運動や名前の呼び方、思いやり等の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> </li> <li>○居場所づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業や行事では、規律を守り落ち着いた行動を促し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> </li> <li>○情報モラル教育                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、発達段階に応じて行う。</li> </ul> </li> <li>○人間関係づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達同士のよりよい人間関係が築けるように、休み時間の様子などを観察する。</li> </ul> </li> </ul>
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実態把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの観察を重視するとともに、児童の実態把握のための生活関連アンケート・i-check等を実施したり、定期的に教育相談を実施したりして、いじめの早期発見を図る。</li> <li>・気になる児童には、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。</li> </ul> </li> <li>○情報共有                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる言動について、職員朝礼等の場を利用し、適宜情報を共有する。</li> </ul> </li> <li>○保護者啓発                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談や学年懇談、学級懇談等を利用して、児童の変化への対応やいじめに対する家庭内での対応に関する啓発を行う。</li> </ul> </li> <li>○情報モラル教育                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・i-checkや生活アンケート(携帯電話やスマホ・PC・ゲーム機等の利用状況も含めて)を実施し、実態を把握する。</li> </ul> </li> </ul>
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの有無の確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> </li> <li>○いじめへの組織的対応の検討                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、校内いじめ対策会議を早急に開催する。(構成メンバー: 校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭)</li> <li>・重大案件等が生じた場合は、早急にいじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> </li> <li>○いじめられた児童への支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守ることを最優先に考え、その児童や保護者に対して支援を行う。</li> </ul> </li> <li>○いじめた児童への指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、その児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導する。</li> </ul> </li> <li>○いじめを繰り返さないようにする指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解消された後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめられた児童、いじめた児童については全職員で日常的に注意深く観察する。</li> </ul> </li> </ul>